

古い消火器の引き取りについて

- Q** リサイクルシール代以外に費用はかかるのですか？
A 消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** リサイクルシールの金額はどこで購入しても同じですか？
A リサイクルシールはオープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ設定しています。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。
- Q** 持っている消火器の製造メーカーが
A 既に存在しない場合も引き取ってもらえるのですか？
 そのメーカーが存在していた当時、日本消火器工業会会員であった場合は取扱い対象となります。

諸手続き等について

- Q** 産業廃棄物処理委託契約が必要ですか？
A お客様から消火器を受け取る際に署名いただく受取伝票の裏に約款がついており、それによって契約となります。
- Q** マニフェストの発行は必要ですか？
A 不要です。受取伝票を発行しています。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条の19による
- Q** リサイクルシールはなぜ消費税がかからないのですか？
A リサイクルシールは前払式支払手段となっており、商品券や旅行券のように消費税は非課税となっています。
※消費税法第6条による



発行元 (社)日本消火器工業会 (株)消火器リサイクル推進センター
 (株)消火器リサイクル推進センター
 03-5829-6773 (受付時間：9:00～17:00 ただし、土日祝日、休日及び 12:00～13:00 を除く)
<http://www.ferpc.jp/>

お近くの取扱い窓口を
 お探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

検索



本パンフレットは植物油インクで印刷しています。

はじまっています。 消火器のリサイクル



古くなった消火器、どうすればいいの？

日本消火器工業会と消火器メーカーは『セーフティー&エコロジー』な取り組みを開始しています。メーカーごとに異なっていたリサイクルシステムを統一し、全国にリサイクルシステム取扱い窓口を設置。古い消火器を安全に回収・廃棄するリサイクルシステムを2010年より運用しています。



消火器の製造年を
 ご確認ください！

消火器リサイクルの
 ポイントは3つ！

古い消火器には
 リサイクルシールを
 貼り付けます！

 マークのある
 リサイクルシステム
 取扱い窓口に引き渡します！

<http://www.ferpc.jp/>

古くなった消火器をリサイクル・廃棄するにはどうすればいいの？



リサイクルシステム取扱い窓口にお問い合わせいただきます。

取扱い窓口は**特定窓口**と**指定引取場所**の2種類です。

お近くの取扱い窓口をお探しの際は・・・

消火器リサイクル窓口

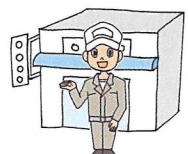
検索

回収方法により窓口をお選びください。

消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。

引き取りを依頼する
場合は・・・？

特定窓口



消火器の引き取りを行える
消火器販売店で、
日本全国に
約3,500社あります。

直接持ち込む
場合は・・・？

特定窓口

or

指定引取場所



日本消火器工業会が
設置したもので、
日本全国に
約200ヶ所あります。

リサイクルシールの貼り方

既販品用シールを貼付ける際、廃消火器の接着面に汚れ（ほこり、粉末、水滴、油）やサビがあるとのはがれる恐れがあります。接着面をきれいにしたうえで、貼り付けるようお願いいたします。

■良い例



基本の貼り方

シールは消火器の
レバーの下部に
（消火器のラベルを避けて）、
バーコードが縦になるように
貼ってください。

■悪い例



レバーに
貼り付けないで
ください。



サビた面、汚れ面に
貼り付けないで
ください。



やむを得ない場合は・・・
全体的に腐食等
貼り付けが困難な場合は、
ガムテープ等でバーコード部分を
除いて補強をしてください。

2010年以降に製造された消火器



新品用シール（見本）

製品には
リサイクルシールが
貼られています。
耐用年数を過ぎたら、
取扱い窓口
引き渡してください。

リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シール（見本）

既販品用シールを購入し、
消火器に貼り付けてから
引き渡してください。

- 既販品用シールの価格は
オープン価格となり、リサイクルシステム取扱い窓口がそれぞれ
設定しています。
※既販品用シールは、取扱い窓口がない場合があります。ご相談いただく
際に、ご確認をお願いします。特に持ち込む場合はご注意ください。
※詳しくはお近くの取扱い窓口にお問い合わせください。
- 既販品用シールの種別と対象品目について
既販品用シールは、大型用、小型用がありますのでご注意ください。
詳しくは下記の「リサイクルの対象品目」を参照ください。
※移動式粉末消火設備、パッケージ型消火設備等も対象品です。

注意事項

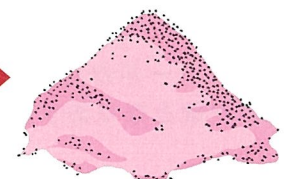
消火器を引き取りに伺う場合や取扱い窓口（特定窓口）へ持ち込まれる
場合は、別途費用がかかります。

リサイクル施設で 消火器を 解体・選別します。



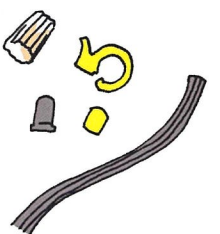
金属部分

リサイクル
（売却）



粉末消火薬剤

再生



ゴム・樹脂部分

廃棄物として処分

粉末消火薬剤は
リサイクル後に商品として
製造・出荷されます。

リサイクルの対象品目（2011年1月現在）

新品用シールはA B C Dで、既販品用シールは小型と大型で区分けしています。

既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目	既販品用 (有効期限2年間)	新製品用 (有効期限10年間)	対象品目
小型類 	A グループ	ABC 粉末消火器 20 型以下	大型類 	C グループ	ABC 粉末消火器 20 型を超え 200 型以下
		住宅用消火器			移動式粉末消火設備 33 kg～45 kg タイプ
	B グループ	下方放出型自動消火装置（粉末タイプ）		D グループ	二酸化炭素消火器 50 型
		強化液・機械泡消火器 8L 以下			機械泡消火器 20L
		化学泡消火器（手提げ式）			強化液消火器 20L～60L
		二酸化炭素消火器 15 型以下			BC 粉末消火器 200 型以下（特殊火災用放射器含む）
		下方放出型自動消火装置（液体タイプ）			泡消火器 45L～200L
		ダクト消火装置用本体容器			パッケージ型消火設備
		BC 粉末消火器 20 型以下（特殊火災用放射器含む）			大型・移動式消火器 BOX
		ハロン 1301 消火器（消防環境ネットワーク関連費用除く）			大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 13.4L 以下
		その他旧式消火器（手提げ式）			液体消火薬剤（強化液、浸潤剤入り水、泡）※20L 入り※装置用泡原液は除く
		小型消火器 BOX			
大型類 	C グループ	粉末消火薬剤 15 kg 缶入り			
		小型消火器用加圧ボンベ 1 斗缶入り			
		大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 1.3L 以下			
大型類 	D グループ	消火器用ブラケット・設置台			

※特別管理産業廃棄物に該当する製品は対象外となります。
※PFOS を含む消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤の製品は対象外となります。
※日本消火器工業会会員以外の製品は対象外となります。
（義務者不存在製品に関しては別途お問い合わせください。）
※廃棄物処理法の改正、環境規制等により対象品目が変わる場合があります。